



潤いのあるまちをつくろう！あなたの事業の良きパートナー

かまがや

第166号
■発行
鎌ヶ谷市商工会

〒273-0123 千葉県鎌ヶ谷市南初富6-5-60 TEL047(443)5565 FAX047(442)1493 [ホームページ https://www.kamagaya.or.jp/](https://www.kamagaya.or.jp/)

鎌ヶ谷市ふるさと産品・鎌ヶ谷の梨の即売会を実施

商工会では、鎌ヶ谷市梨業組合、鎌ヶ谷市ふるさと産品協会、JAとうかつ中央のご協力をいただき、イオン鎌ヶ谷ショッピングセンター特設会場において「鎌ヶ谷市ふるさと産品」「鎌ヶ谷の梨」即売会を開催しました。本事業は農工商連携の取組みの一環として毎年実施しているもので、鎌ヶ谷の梨の収穫が始まる時期に合わせ、今年は8月9日(土)から17日(日)までの9日間開催いたしました。

初日の9日(土)には、芝田市長をはじめ、ご来賓の方々をお迎えしてオープニングセレモニーを行い、式典後には収穫されたばかりの梨の試食会を実施しました。来場された皆さまには、甘くみずみずしい幸水梨の味わいを存分にお楽しみいただきました。



来賓挨拶：芝田市長



主催挨拶：井手会長



来賓の皆様にご協力いただき試食会を行いました



試食会の様子



鎌ヶ谷の幸水梨



特設会場の様子



セレモニー後もたくさんのお客様で賑わいました

小規模事業者持続化補助金(一般型・創業型)

小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、経営計画(※)に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。※対象とする補助事業計画の策定が必要です。

類 型	一般型	創業型
補 助 率	2/3 (賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)	2/3
補助上限	50万円(～200万円※) ※インボイス特例+50万円 賃金引上げ特例+150万円	200万円(～250万円※) ※インボイス特例+50万円

補助対象経費例(新サービスや、集客力向上につながるもの)

- ・機械装置の購入
- ・パンフレット・ポスター・チラシ・看板の作成や広告媒体への掲載
- ・ウェブサイトやECサイトの制作、システムの構築・改修、ウェブ広告の掲載
- ・展示会出展費
- ・店舗改装等の外注費など

<注意点>

- ・本補助金は、審査があり、不採択となる場合があります。
 - ・通常の事業活動に係る経費や、設備の単なる取替え、パソコン・車両など汎用性の高い設備の購入は補助対象外となります。
 - ・交付決定日より前の契約及び支出等は補助対象外となります。
 - ・各類型や特例にはそれぞれ申請要件があります。詳しくは公募要領をご確認ください。
 - ・申請には「gBizIDプライム」アカウント(ID・パスワード等)が必要となります。
 - ・申請準備ができましたら、商工会に「事業支援計画書」(様式4)の作成依頼を行ってください。
- 様式4の交付に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市商工会
受付時間：9時～17時(土日・祝日除く)
電話：047-443-5565
Email：shoko@kamagaya.or.jp

様式4発行の受付締切：令和7年11月18日(火)

申請締切：令和7年11月28日(金)



←一般型HPはこちら



創業型HPはこちら→

女性部主催「しょこぱんおやつひろば」を開催しました

鎌ヶ谷市商工会女性部では、地域の子供たちやご家庭を応援する取り組みの一環として、夏休み期間中に子供たちが集まれる「しょこぱんおやつひろば」を開催しました。当日は子供たちを対象に、無料でおやつやかき氷を提供し、多くの子供たちに楽しんでいただきました。地域の皆様のご理解とご協力をいただき、終始笑顔にあふれる和やかな雰囲気の中、盛況のうちに終了することができました。

日 時 令和7年7月22日 毎週火曜日
～8月26日 13時～17時
場 所 新山青果店(東部小近く西本田公園横)
参加者 6回開催延べ 約150名



マル経融資(小規模事業者経営改善資金)制度のご案内

マル経融資とは、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。日本政策金融公庫が融資決定及び融資を実行します。

融資限度額	2,000万円
担保/保証人	不要（信用保証協会の保証も不要）
返済期間 (うち据置期間)	運転資金・設備資金 10年以内（2年以内）
融資対象	以下のすべての要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する従業員が商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下の法人・個人事業主 ・原則6カ月以上、商工会の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている ・最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税等）を完納している
利率(年)	2.00%（令和7年9月1日現在） ※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

また、自社従業員の賃上げに取り組む場合、下記「賃上げ貸付利率特例制度」がご利用できます。

ご利用いただける方	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であつて、雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方（注2）
貸付利率	各融資制度に定める利率-0.5%（貸付日から2年間） （※）利率の下限は0.3%
その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

（注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

（注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

※審査の結果、ご希望に沿えない場合もございます。予めご了承ください。

※詳細につきましては、商工会までお問い合わせください。

中小企業診断士による経営相談窓口

商工会では中小企業診断士による無料の経営相談窓口を設置しております。

事業計画の立て方から、集客アップの方法、資金繰りの改善や補助金の活用方法まで、経営に関するさまざまな悩みを専門家がサポートいたします。相談は個別かつ秘密厳守で行いますので、安心してご利用ください。

10月の開催日：7日(火)、8日(水)、10日(金)、14日(火)、16日(木)、24日(金)、27日(月)、28日(火)、30日(木)

※11月以降の開催日は、商工会までお問い合わせください。

ご希望の方は事前予約制となりますので、お電話にて商工会までお申込みください。電話：047-443-5565

新入会員のご紹介

令和7年5月～9月

事業所名	代表者名	住 所	電 話	業 種
野村設備	野村 人至	くぬぎ山 2-2-18-1	090-7404-6204	管工事
(株)雄美	小倉 雄太	鎌ヶ谷 9-10-7	047-712-5452	リフォーム業
株式会社 BAVES	鈴木 一也	東道野辺 4-17-24-7	047-710-5942	理美容室 ・サロン
鎌ヶ谷麦酒	遠山 智之	道野辺中央 2-1-45	090-6497-1537	飲食業
(株)文化継承 建築設計事務所	加藤 雅大	丸山 1-11-41	047-404-2537	建築設計
南初富輝 鍼灸治療院	松野 義輝	南初富4-15-39 野田店舗B	047-401-2650	療術業 (鍼灸治療、整体治療)
飯田防災 設備(株)	飯田 朗洋	中沢625-2	047-401-5502	建設、消防設備 保守、管理業
(株)アイ クリエーション	池末 雄紀	道野辺本町 2-26-1-602	047-446-4587	人材サービス
	久保 孝幸	—	—	システム エンジニア
(株)Bright Life	渡邊 佑汰	栗野512-6	047-499-1682	電気工事業
(株)モラル	光安 秀雄	初富本町 2-15-1	047-498-5545	化粧品 製造業

ご入会ありがとうございます。

会費の納入について(お願い)

会費を預金口座振替で納入されている会員の皆様には、令和7年度下半期(10月～3月)分商工会費を貴事業所指定の口座から12月22日(月)に振替をさせていただきます。

今回は、東京東信用金庫も同日となります。
残高のご確認をお願いいたします。

商工会費の消費税区分について

商工会の通常会費につきましては、不課税取引となりますので、課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象になりません。ご注意ください。

10月～12月は会員増強期間です!!

会員
募集

鎌ヶ谷市商工会 新規ご入会 キャンペーン実施中!!

鎌ヶ谷市商工会では、10月～12月の3か月間、「新規ご入会キャンペーン」を開催します。

この期間に加入申込みをいただくと、

加入金5,000円が免除されます!

まだ商工会に加入されていないお知り合いの事業所がございましたら、ご紹介いただけますと幸いです。

詳細につきましては、鎌ヶ谷市商工会までお問い合わせいただくか、商工会ホームページのお知らせをご覧ください。

電話：047-443-5565

商工会ホームページ



千葉県最低賃金改正のお知らせ

令和7年10月3日から

時給額 1,140円

(従来の1,076円から64円引き上げ)

千葉県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」(地域別最低賃金)が改正されます。

お問い合わせ先

☆千葉労働局労働基準部賃金室
(☎043-221-2328)
又は最寄の労働基準監督署

働く皆様に将来の安心を。



「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の退職金制度!
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。